

子ども生活部経営方針（令和4年度）

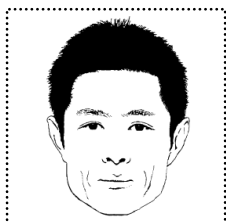
子ども生活部長
子ども生活部参事（子育て世帯包括支援・児童虐待防止担当）

丸田 繁樹
川手 智子

◆部長職からひとこと

子ども生活部長

丸田 繁樹



子ども生活部では「第2期 調布っ子すこやかプラン」に掲げる3つの基本目標「妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実」、「特別な支援を必要とする子ども・若者や家庭への支援の充実」、「多様な保育ニーズへの対応強化」の実現に向け、部内の全職員が一致団結して、家庭、学校、地域、事業主等と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進して参ります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組む環境の中で、引き続き、調布の子どもたちのすこやかな成長と子育て家庭を支援して参ります。

子ども生活部参事（子育て世帯包括支援・児童虐待防止担当）

川手 智子



平成12年に児童虐待防止法が施行され、様々な児童虐待防止対策に取り組んでいるものの、未だ虐待件数は増加している状況に加え、コロナ禍による虐待兆候の発見や支援のしにくさなどの影響も踏まえ、子育て世帯への包括的な相談支援の充実とともに、直営化2年目の児童虐待防止センターの機能の強化を図り、庁内横断連携のもと妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を推進して参ります。

◆職員数

正規職員264人（うち管理職10人）

◆予算（当初）

一般会計

歳入

139億4469万2000円

歳出

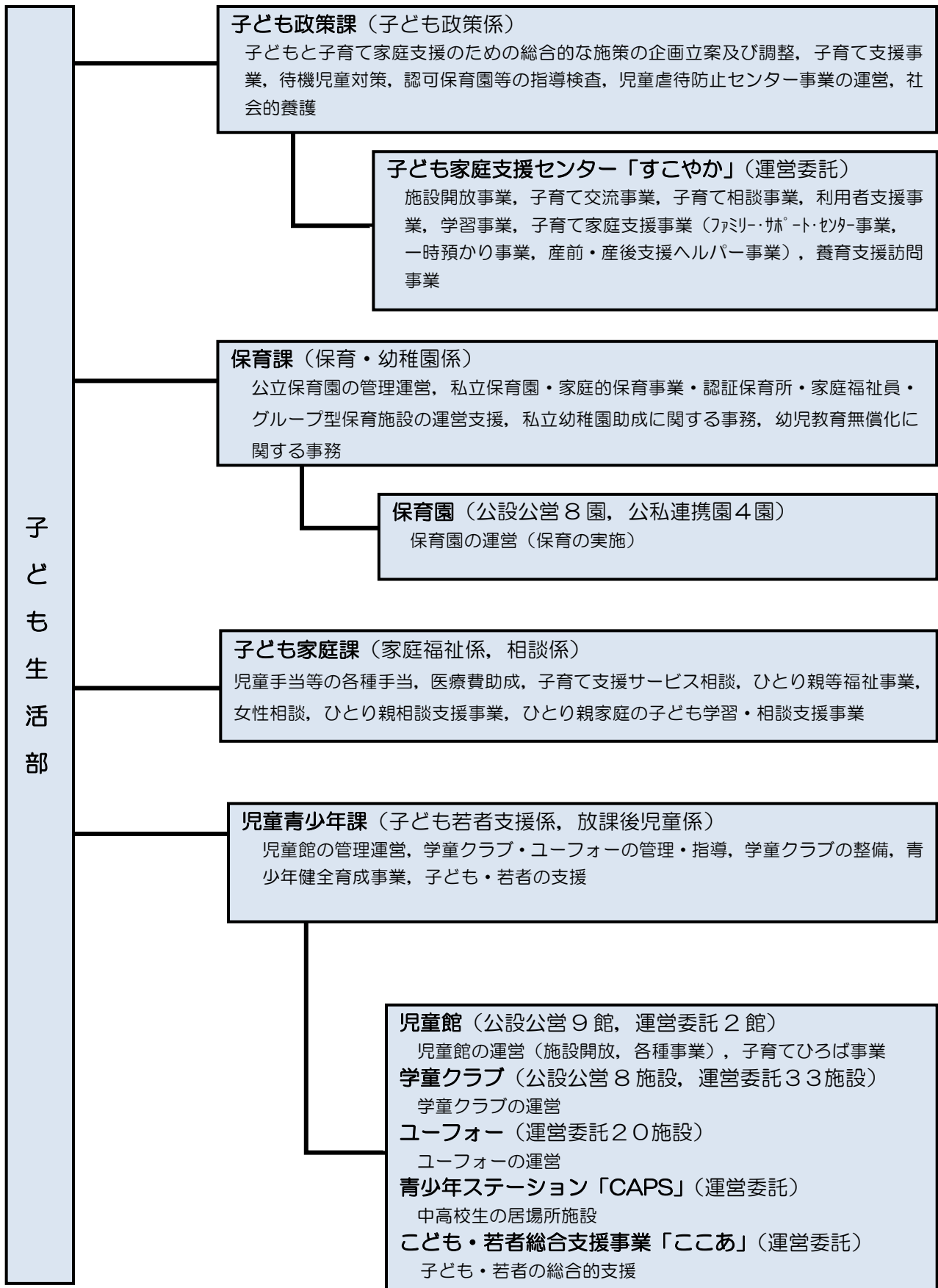
212億9089万3000円

（職員人件費を除く）



調布市子育て応援シンボルマーク

◆組織体系図



◆子ども生活部の現状と課題

<現状と課題>

・保育園待機児童対策

待機児童対策については、市の最重要課題の一つと捉え取組を進めています。調布っ子すこやかプラン及び第2期調布っ子すこやかプランに基づき、平成27年度からの7年間に、認可保育園28園の誘致・開設等を行い、約2500人の定員拡大を図ってきました。

令和4年度に向けては、認可保育園1園の開設により、80人の定員拡大を図るとともに、引き続き年度限定型保育事業を実施しました。この結果、令和4年4月の待機児童数は16人となりました。

今後の待機児童対策については、未就学児童数の推移及び待機児童数の状況等を注視する中で、施設整備に限定せず、年度限定型保育事業の枠の拡充や既存園の定員変更等、様々な方策を柔軟に検討する必要があります。

・公立保育園における民間活力の活用

公設民営保育園については、令和元年度に策定した「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設民営保育園】」に沿って、令和4年4月に1園を公私連携型保育所へ移行し、累計で4園すべての移行が完了しました。また、公設公営保育園についても、保育の質を確保しつつ、持続可能な保育サービスの提供に向けて、より効率的な運営や施設管理を行うため、「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設公営保育園】(仮称)」を策定し、取り組んでいく必要があります。

・保育施設の質の確保

子ども・子育て支援法に基づき、各種法令等の遵守状況の確認、並びに同法に基づく施設型給付費等の支給等に関する業務が適正かつ円滑に行われているかチェックするため、認可保育園と地域型保育事業に対して指導検査を実施しています。

保育の質の確保の観点からも、引き続き東京都や関係部署とも連携しながら、保育施設に対して検査を行います。また専門性を高める研修等を実施するほか、保育アドバイザーの巡回による相談・支援を継続して実施するとともに、調布市における保育の質のガイドライン(仮称)の策定やアドバイザーの体制強化に向けて検討するなど、良質な保育の提供を進めていく必要があります。

・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

子育てへの不安や困難を抱えた家庭を支援するため、妊娠期から子育て期にわたる支援について、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や寄り添った相談支援を行うことにより、不安を和らげる必要があります。

子育てに対する不安が児童虐待につながるケースもあることから、「ゆりかご調布」などにより、妊娠早期からの寄り添った支援につなげることが必要です。

・児童虐待への対応

子育ての負担感、不安感の増大等を背景に、虐待に関する相談は増加しています。このため、児童相談所、警察署、医師会、庁内関係部署等の関係機関や地域との連携を深め、迅速かつ適切な対応が求められています。加えて、児童虐待防止センター事業の安定的な運営と相談体制の強化を図る必要があります。

・児童虐待防止に関する予防的支援の実施(東京都モデル事業)

令和3年度から3年間実施する東京都のモデル事業である児童虐待の「予防的支援」について、引き続き着実に取り組む必要があります。

・ヤングケアラーへの対応

大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもへの支援について、福祉、教育等関係部署と連携し、検討していく必要があります。

・こども家庭センターの検討

令和5年4月に内閣府の外局として「こども家庭庁（仮称）」が創設されるにあたり、母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける機能と、児童福祉法に基づき、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する機能を一体的にもつ「こども家庭センター」の設置が努力義務となるため、その設置について検討する必要があります。

・子ども・若者基金の活用

子育て支援活動の助成や経済的な支援を必要とする子どもたちへの支援、多胎児世帯への経済的な支援等を含む、様々な事業を実施しています。基金の更なる有効活用のため、子ども条例の理念や寄附者の意向に沿った活用方を引き続き検討していきます。

・児童養護施設退所者等の自立に向けた支援の実施

児童養護施設退所者等は、家賃や学費などの経済的問題や孤独などの精神的問題に直面することが多く、退所後の生活を円滑に送ることが困難な状況となっています。このため、行政等による公的な支援が求められています。

・業務効率化に向けたアウトソーシングの実施

事務の複雑化及び業務量が増加する中、質の高い市民サービスの提供を維持するため、業務の効率化が求められており、その改善策として、令和元年度から、保育課及び児童青少年課の定型的な業務についてアウトソーシングを開始し段階的に拡充しています。限られた経営資源の中、質の高い市民サービスの提供や事務の効率化を図るため、今後も民間活力の活用を図る必要があります。

・幼稚園の支援

市内の私立幼稚園は13園あり、調布の子どもたちの健やかな成長を支えるうえで、大変重要な役割を担っています。近年では、定員に満たない園の増加や質の高い人材確保など、調布私立幼稚園協会と現状における課題を把握・共有したことを踏まえ、新たな支援策の「幼稚園運営体制の充実」の補助を3年間時限で支援していきます。その間、調布私立幼稚園協会とも支援の効果等を確認し、状況把握をしていく必要があります。

・各種手当・助成制度の適正執行

安心して子育てができる環境の充実に向けて、小学校1年生から小学校6年生までの所得制限を撤廃し、制度の拡充を図って参りました。市議会からの要望も多い、中学校1年生から中学校3年生までの所得制限の撤廃について検討していく必要があります。

また、東京都は、令和5年度から医療費助成の対象を高校3年生まで拡大することとしているため、導入について検討する必要があります。

・ひとり親家庭の学習・相談支援事業の実施

学習支援事業では、大学生ボランティアによるマンツーマンでの支援体制を維持できるよう、引き続き、安定したボランティアの確保とともに、今後は実施場所の拡充についても検討していく必要があります。また、ひとり親家庭の親に対する学習支援に対応するため、社会人の学習ボランティアの確保なども検討していく必要があります。

・ひとり親家庭の貧困対策

調布市子どもの生活実態に関する分析報告書（平成28年度）によると、ひとり親世帯の生活困窮層や、母子家庭の母の無職の割合は、いずれも2割程度であるという結果が報告されています。就労相談では、賃金の低さなどを理由とした転職希望が支援のニーズの多くを占め、高年齢や就労経験の少ないひとり親の就労はさらに厳しい状況にあります。

引き続き、職業訓練や資格取得をはじめとした、きめ細かな就労支援が必要であり、更なる支援の充実に努める必要があります。

・学童クラブの入会保留児童対策

共働きの増加や子どもを取り巻く環境の変化による、学童クラブニーズの高まりを踏まえると、今後も、学童クラブの入会申請者数の増加傾向は継続すると見込んでいます。引き続き、計画的な学童クラブ施設の整備を進めるとともに、今後の学童クラブ需要数の推測から必要な

定員数の確保方策を講じる必要があります。また、児童や保護者のニーズを把握し、学童クラブ事業とユーフォー事業の一体的な運営を推進する中で、総合的な放課後対策を講じる必要があります。

・児童館における民間活力の活用

行革プラン2019「児童館における民間活力の活用」の取組として、令和2年1月に「調布市児童館の今後の在り方、運営に関する方針」を策定し、令和8年度までに、市内11児童館のうち、4館を公設公営の基幹型児童館として運営し、7館を地域型児童館として民間委託することとしています。

令和3年3月に児童館運営の基本的事項や望ましい方向性を示す調布市児童館運営ガイドラインを策定しました。令和3年4月には、深大寺児童館を地域型児童館として民間委託し、佐須児童館を直営の基幹型児童館として運営を開始しました。また、緑ヶ丘児童館の学童クラブを児童館に先立ち先行委託しました。今後も計画的に民間活力を取り入れつつ、公設公営の児童館と民間事業者がそれぞれの役割分担のもと、質の高い児童館運営を実施していく必要があります。

・子ども・若者への支援

長引くコロナ禍での生きづらさ、子ども期の貧困や児童虐待、いじめやニート、ひきこもりなどの問題を複合的に抱えているケース等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者が増加しています。平成27年度から開始した子ども・若者総合支援事業「ここあ」や、平成29年11月に設立した「子ども・若者支援地域協議会」における取組を通じて、教育、福祉、子ども分野の公的機関のほか、市内の子ども・若者を対象として活動しているNPO法人等とのより一層の連携と効果的な支援体制の構築を図る必要があります。

◆子ども生活部経営方針

<基本目標>

子どもが健やかに成長し、だれもが安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域全体で支援し、子育てしやすいまちづくりを推進します。

<基本方針>

1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

- 子ども家庭支援センターの運営 (☑子ども政策課)
- 児童虐待防止センター事業の実施 (☑子ども政策課)
- 児童虐待に関する予防的支援の実施(東京都モデル事業) (☑子ども政策課)
- ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成 (☑子ども政策課)
- 養育支援訪問事業の実施 (☑子ども政策課)
- 保育コンシェルジュによる相談体制の充実 (☑保育課)
- 義務教育就学児医療費助成における保護者負担軽減 (☑子ども家庭課)
- マイナンバーカードを活用した児童手当関連手続の電子申請の実施 (☑子ども家庭課)
- 児童館子育てひろば事業の充実 (☑児童青少年課)
- 児童館子育てひろばにおける助産師相談事業 (☑児童青少年課)

2 特別な支援を必要とする子ども・若者や家庭への支援の充実

- ステップアップホーム事業の実施 (☑子ども政策課)
- 子ども・若者基金を活用した事業の実施 (☑子ども政策課, 子ども家庭課, 児童青少年課)
- 子ども食堂事業運営費助成による事業の推進 (☑子ども政策課)
- 子ども・若者総合支援事業の実施 (☑子ども家庭課, 児童青少年課)
- 子ども・若者支援地域協議会の運営 (☑児童青少年課)
- 子どもの居場所事業への助成 (☑児童青少年課)

3 多様な保育ニーズへの対応強化

- 待機児童対策の推進
 - ・認可保育園の開設誘致の検討 (☑子ども政策課)
 - ・年度限定型保育事業の実施 (☑子ども政策課)
 - ・保育従事職員宿舍借上げ支援事業の継続 (☑保育課)
 - ・保育コンシェルジュによる相談体制の充実 (☑保育課)
- 保育の質の確保のための、認可保育園・地域型保育事業に対する指導検査の実施 (☑子ども政策課)
- 多様な保育ニーズに対応した企業主導型保育事業の側面支援 (☑子ども政策課)
- 病児・病後児保育事業 (☑保育課)
- 認証保育所等保育料助成の保護者負担軽減の継続 (☑保育課)
- 認可保育園における使用済みおむつの市による一括収集・処分の実施 (☑保育課)
- 幼稚園における預かり体制の充実 (☑保育課)
- 幼稚園に対する支援の実施 (☑保育課)
- 放課後対策事業の充実
 - ・学童クラブ施設の整備 (☑児童青少年課)
 - ・学童クラブとユーフォーの連携した運営 (☑児童青少年課)
- 新型コロナウイルス感染症対策の実施 (☑子ども政策課, 保育課, 児童青少年課)
(保育所, 児童館, 学童クラブ, 子ども家庭支援センター, ユーフォー, 幼稚園等)

◆子ども生活部の横断的連携による施策の推進

・新型コロナウイルス感染症や風水害等の危機管理に関する対応

新型コロナウイルス感染症対策については、子どもの安全・安心の確保と感染拡大防止の徹底を最優先課題と位置付けて対応しています。保育所等をはじめ、子どもが利用する施設での新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するとともに、民間施設に対して必要な経費を支援します。

保育園については、感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、国、東京都、保健所の指導に基づき、保護者の協力を得ながら、基本的な感染症対策を一層徹底し、安全・安心な保育園運営に取り組んでいます。

学童クラブ・ユーフォーについては、通常どおり開設し、感染拡大防止の観点から、検温、マスクの着用、アルコール消毒を徹底しながら安全、安心な育成に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て家庭の支援と子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、市内事業者への支援につなげるため、市内で利用できる商品券を配布する事業（調布っ子応援プロジェクト）を令和3年度からの継続事業として実施します。さらに、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

引き続きコロナ禍により支援が必要な子育て家庭や若者、食の支援を実施する民間団体等に対して、支援や助成等を検討していきます。

風水害等の危機管理は、保育園の休園や学童クラブ・ユーフォーの閉館等の対応について、他自治体や各保育園等と連携しながら、統一的な基準の作成や集約的に保育できる環境の整備等を検討する必要があります。

・行政のデジタル化による市民の利便性向上や事務の効率化に関する取組

子ども家庭課では、令和2年12月からマイナンバーカードを活用した児童手当関連手続の電子申請を開始しました。令和4年度は、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成の電子申請を追加するとともに、令和5年度からの保育園の入園申込等の手続において、マイナポータルを利用した子育てワンストップサービスによる電子申請ができるよう、システムの改修等の準備を行います。

・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

保健センターと子ども家庭支援センター「すこやか」を「子育て世代包括支援センター」と位置付け、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や相談支援に取り組むとともに、福祉健康部と連携した「ゆりかご調布事業」を継続して実施します。

妊娠期から子育て期にわたる事業を、福祉健康部と連携し、月齢を基準にした支援メニューについて1冊にまとめることで、一連の支援事業を把握しやすくするとともに、事業の利用につなげ、子育て家庭の支援を図ります。

・子ども・若者への支援

困難を抱える子ども・若者に対して、相談・居場所・学習支援事業を一体的に行う子ども・若者総合支援事業「ここあ」を継続します。

また、子ども・若者育成支援推進法の「子ども・若者総合相談センター」として位置付けている「ここあ」の相談窓口の更なる周知や人員体制の拡充を図るとともに、同法に基づき平成29年11月に設立した「子ども・若者支援地域協議会」の取組を通じて、教育、福祉、子ども分野の公的機関、市内NPO法人などの構成機関のより一層の連携により、抽出された課題に取り組みます。

・児童虐待防止の推進

児童虐待の問題は、市の様々な事業の中で判明することが多いことから、子ども家庭支援センター「すこやか」を拠点に実施している児童虐待防止センターを中心に、庁内、関係機関と連携し情報の共有を図る必要があります。

・ **ヤングケアラーへの対応**

大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもへの支援について、福祉、教育等関係部署と連携し、検討します。

・ **こども家庭センターの検討**

令和5年4月に内閣府の外局として「こども家庭庁（仮称）」が創設されるにあたり、母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける機能と、児童福祉法に基づき、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する機能を一体的にもつ「こども家庭センター」の設置が努力義務となるため、その設置について検討します。

◆各課の基本的な目標・方針等

子ども政策課

<目標>

- ・多様な就労形態に的確に対応できるよう保育サービスの充実を図り、保護者が安心して就労できるよう支援していきます。また、未就学児童数の推移及び待機児童数の状況等を注視する中で、様々な待機児童対策を柔軟に検討します。
- ・子どもと子育てに関する各種支援・相談事業を展開することで、保護者が安全で安心して子どもを産み・育てられる環境を整えます。
- ・保護を要する児童等の支援において、関係機関や地域との連携を密にし、迅速かつ適切な対応を図ります。

<方針>

・待機児童対策の推進

年度限定型保育事業の枠の拡充や既存園の定員変更に取り組むほか、待機児童数の状況に応じて適切な施設整備を検討します。

・公立保育園における民間活力の活用

公設民営保育園について、公私連携型保育所への移行が完了したのに引き続き、公設公営保育園についても、保育の質を確保しつつ、持続可能な保育サービスの提供に向けて、より効率的な運営や施設管理を行うため、「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設公営保育園】（仮称）」を策定し、取組を推進します。

・指導検査の実施

保育の質の確保のため、東京都及び関係部署と連携しながら、市内全ての認可保育園と地域型保育事業に対して指導検査を実施していきます。

・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

保健センターと子ども家庭支援センター「すこやか」を「子育て世代包括支援センター」と位置付け、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や相談支援に取り組みます。

また、妊娠期から子育て期にわたる支援メニューを1冊にまとめた冊子「子育てガイド」を発行し、妊娠・子育てに関する支援の情報提供に努めます。

・要保護児童等の適切な対応

日頃から、児童虐待の防止について普及啓発を行い、児童相談所、警察署、医師会、歯科医師会などの関係機関との情報共有の徹底を図り、被虐待の疑いのある児童の早期把握と早期対応に努め、子どもの命と健康を守ります。

また、児童虐待防止センター事業について、よりきめ細かな相談に応じられるよう安定的な運営と相談体制の強化を図ります。

・児童虐待の予防的支援の実施

東京都のモデル事業である予防的支援事業について、令和3年度からの3年間において、引き続き東京都、児童相談所等と連携しながら実施します。児童虐待の予防的支援・早期対応の抜本的な強化と要保護児童地域対策協議会の体制強化を図ります。

・養育支援訪問事業の実施

児童虐待の未然防止のため、支援が必要な子育て家庭に対して、ヘルパーや相談員を派遣し、相談支援や家事援助、育児支援を実施します。

・ヤングケアラーへの対応

大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもへの支援について、福祉、教育等関係部署と連携し、検討します。

・こども家庭センターの検討

令和5年4月に内閣府の外局として「こども家庭庁（仮称）」が創設されるにあたり、母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の保護者の相談を受ける機能と、児童福祉法に基づき、虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対応する機能を一体的にもつ「こども家庭センター」の設置が努力義務となるため、その設置について検討します。

・子ども・若者基金の活用

子どもが夢と希望を持って健やかに成長し、若者が個性豊かにいきいきと活躍することに寄与する事業として、地域の子育て支援活動への助成、児童養護施設退所者等への学校生活の支援、芸術文化・スポーツ活動への支援、多胎児家庭への育児用品等購入支援を実施します。

・児童養護施設退所者等の自立に向けた支援

児童養護施設等を退所した若者が、その後の生活を円滑に送るための経済的・精神的基盤を築くための支援として、「ステップアップホーム事業」を引き続き実施します。令和4年度は、対象要件を緩和し、居住の場の確保支援と相談支援の拡充を図ります。

・子ども食堂等への支援

孤立し困難を抱えている家庭に対して、食の支援を実施している子ども食堂等の団体を対象に、費用の一部を助成するほか、フードバンクを含め市民団体の活動に対する支援を検討します。

・新型コロナウイルス感染症への対応

所管する施設について、子どもの安全・安心の確保と感染拡大防止を最優先に各種対策に取り組めます。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、影響を受けている子育て家庭の支援につなげるため、市内登録店舗で利用できる子育て応援券を配布する事業（調布っ子応援プロジェクト）を令和3年度からの継続事業として実施します。

保育課

<目標>

- ・未就学児童の安定的な生活環境の確保を図り、保育園や幼稚園での保育・教育を通じて、乳幼児期の健やかな成長を支援します。
- ・多様な就労形態に対応できるよう保育サービスの充実を図り、保護者が安心して就労できるよう支援します。
- ・保育施設における新型コロナウイルス感染症については、子どもの安全・安心の確保と感染拡大防止を最優先課題と位置付け、国、東京都、保健所等の指導に基づきながら、継続的に各種対策を講じます。
- ・幼児教育の充実のため、市内私立幼稚園の支援を継続するとともに、就労世帯にも利用ができるよう、運営体制充実支援を実施します。

<方針>

・保育施策の充実

社会情勢を見極めながら、市民ニーズの的確な把握に努め、保育施策の充実を図ります。また、国及び東京都の保育施策に係る制度改正や、新たな補助制度等の情報収集に努め、市の保育施策に反映させていきます。

・業務効率化に向けたアウトソーシングの実施

令和元年度から実施している保育課及び児童青少年課の定型的な業務のアウトソーシングについて、今年度も引き続きを実施するとともに、これまでの実績を踏まえて、今後の委託業務の範囲について検討していきます。

・保育コンシェルジュによる相談体制の充実

保育課窓口には配置している保育コンシェルジュの人員体制の更なる充実を図り、保護者に寄り添った窓口相談体制を整えます。

・ 保育人材の確保と質の向上

保育人材の確保・定着に向け、宿舎借上げ支援事業など各施策を推進します。また、保育の質を維持・向上するため、引き続き、専門性を高める研修等を実施するほか、保育アドバイザーの巡回による相談・支援を継続して実施するとともに、調布市における保育の質のガイドライン（仮称）の策定やアドバイザーの体制強化に向けて検討します。

・ 認証保育所等保育料助成事業の保護者負担軽減の継続

認証保育所等の認可外保育施設に児童を通わせている保護者に対する保育料助成を継続し、経済的支援を行います。

・ 幼稚園における預かり体制の充実

幼稚園における預かり体制の充実を図るため、幼稚園型一時預かり事業（教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園において預かりを実施）を行う市内私立幼稚園に対する補助を継続します。

・ 幼稚園に対する支援の充実

預かり保育や幼児教育無償化に伴う事務の効率化、新型コロナウイルス感染症対策など市内私立幼稚園の取組に対する各種補助を継続するほか、運営体制を充実させるために要する経費の一部を補助し、幼児教育の一層の充実に向けて支援します。

・ 食物アレルギー対応の推進

市内全子ども施設における食物アレルギー事故の防止のため、平成30年1月から運用している調布市食物アレルギー対応マニュアルに基づいた対応を引き続き徹底するとともに、内容について適宜見直しを図ります。

・ 子育てワンストップサービスの導入

令和5年度からの保育園の入園申込等の手続において、マイナポータルを利用した子育てワンストップサービスによる電子申請ができるよう、システムの改修等の準備を行います。

・ 新型コロナウイルス感染症への対応

保育園において、子どもの安全・安心の確保と感染拡大防止を最優先に各種対策に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症に起因する保育料等の減額や保育施設への支援を適切に実施します。

子ども家庭課

<目標>

- ・ 子育て家庭の不安や負担感を軽減し、生活の安定を図るために、児童手当をはじめとした各種手当、給付金の支給や医療費助成による経済的支援を行います。
- ・ ひとり親家庭の自立を支援するため、就労支援の充実やひとり親家庭の学習・相談の支援を行います。また、配偶者暴力等における緊急時支援についても関係機関や地域との連携を強化し、適切な対応を図ります。

<方針>

・ 各種手当・助成制度の適正執行

乳幼児・義務教育就学児などへの医療費助成や児童手当を支給することにより、子どもの健康の保持と子育て家庭の経済的支援を行います。

義務教育就学児医療費助成については、住民税非課税世帯を対象とした自己負担額（通院1回につき200円）の無料化や小学校1年生から小学校6年生までの児童に係る保護者の所得制限の撤廃など、引き続き、市独自の制度の拡充を実施します。

高校生等医療費助成については、東京都の財政支援等の動向を注視するとともに、安心して子育てができる環境の充実に向け検討します。

ひとり親家庭や障害のある児童を養育する家庭の安定した生活を確保するため、経済的支援を行います。

・要保護児童、母子家庭等の支援の適切な対応

保護を要する母子等の相談及び支援において、男女共同参画推進課等の庁内関係部署及び児童相談所等の外部機関と連携を図り、適切な支援を実施します。

ひとり親家庭の自立に向けた支援について、有資格者の就労支援専門員を配置し、職業適性検査やきめ細かな就労相談を行います。また、ハローワークなど関係機関との連携を強化し、効果的な就労支援の推進に努めます。

・ひとり親家庭の貧困対策の充実

子ども・若者総合相談や生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援等と連携し、ひとり親家庭の子どもや親に対して、相談支援や学習支援を行うとともに、関係機関や地域との連携を強化し、ひとり親家庭全体の課題解決を図るため、子ども・若者総合支援事業の充実を図ります。

ひとり親家庭の親とその20歳未満の子どもを対象に、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施します。また、ひとり親家庭の学び直しと、試験合格を目指すひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、合格を目指すための学習支援とともに、家庭全体の課題を把握するなど、適切な相談支援を行います。

子ども・若者基金を活用した事業のひとつである「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援促進等給付金支給事業」を継続実施するとともに、ひとり親家庭の子どもが通信制高校で学び、サポート校を利用する場合において、その学費の一部を支給する「ひとり親家庭通信制高校卒業支援給付金」の対象者を拡大し、経済的負担の軽減を図ります。

・マイナンバーカードを活用した児童手当関連手続の電子申請（ぴったりサービス）の実施

子育て世帯の負担軽減や利便性向上を図るため、令和2年12月からマイナンバーカードを活用した児童手当手続の電子申請を開始しました。令和4年度は乳幼児及び義務教育就学児医療費助成について、電子申請を開始する予定です。

・養育費確保への支援

ひとり親家庭の養育費確保や面会交流などに関する取り決めのための離婚時の公正証書作成手数料、養育費確保のための保証契約締結経費の補助及び取り決めの促進を図るための弁護士相談を行います。

児童青少年課

<目標>

- ・地域に住む子どもや大人の誰もが気軽に自由に集うことができ、遊びの価値を発信し、切れ目なく子どもたちの心身の育ちを支援できる児童館運営を目指します。
- ・すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策を推進します。また、計画的な学童クラブの整備、入会保留児童対策とユースフォー事業の更なる活用と連携による一体的な運営を継続します。
- ・青少年の健全育成に係る総合的な調整を図りながら健全育成のための諸施策を推進します。
- ・困難を抱える子ども・若者に対しては子ども・若者総合支援事業「ここあ」における支援のほか、調布市子ども・若者支援地域ネットワークを構成する機関・団体の連携強化や支援団体に対する支援を通じ、その支援体制の充実を図ります。

<方針>

・児童館及び子育てひろば運営の継続・発展

児童館事業では、各種事業、グループ活動、集団遊び等を通じて、子どもの自主性、創造性、協調性の向上を図り、子どもの健やかな成長を支援するとともに、子育てひろば事業においては専門の相談員や月1回の助産師による相談事業を継続します。

また、地域に根ざした子どもたちの身近な拠点として、児童館運営会議や乳幼児施設連絡会を通じ地域との結びつきの強化を図るとともに、健康推進課や子ども家庭支援センターすこや

か等の関係機関と連携し、更なる事業の充実を検討します。

なお、コロナ禍においては感染防止対策を徹底し、利用者一人一人に寄り添った事業の展開や安全な居場所づくりを行います。

・学童クラブの入会保留児童対策

児童や保護者のニーズを把握し、学童クラブ事業とユーフォー事業の一体的な運営や教育委員会との連携を図る中で、ソフト・ハードの両輪による総合的な放課後対策を検討します。

令和4年度は定員超過による受け入れ及び後期基本計画に位置付けた施設を中心とする施設整備により、入会保留児童対策を着実に進めます。整備内容としては、7月の開設に向け第二小学校地域にあおぞら学童クラブを建物賃借により整備するとともに、令和5年度の開設に向け、校舎増築工事と合わせ布田小学校学童クラブの整備及び多摩川小学校学童クラブの敷地内移設に向けた準備を教育委員会と連携のうえ行います。

また、今年度は9施設のユーフォーで試行的な取組として開設時間の延長を行います。

・児童館における民間活力の活用

行革プラン2019「児童館における民間活力の活用」の取組として、令和2年1月に「調布市児童館の今後の在り方、運営に関する方針」を策定し、令和8年度までに、市内11児童館のうち、4館を公設公営の基幹型児童館として運営し、7館を地域型児童館として民間委託することとしています。

令和3年3月に児童館運営の基本的事項や望ましい方向性を示す調布市児童館運営ガイドラインを策定しました。今年度は新たに緑ヶ丘児童館を地域型児童館と位置付けたうえでの委託、国領児童館学童クラブの先行委託を行うとともに、公設公営のつつじヶ丘児童館の基幹型児童館化を開始します。今後も、民間活力を活用しつつ、公設公営の児童館と民間事業者がそれぞれの役割分担のもと、質の高い児童館運営を実施していきます。

・社会全体で支えるための環境整備

青少年問題協議会、青少年補導連絡会、健全育成推進地区代表者連絡協議会等の会議を通じて、青少年の健全育成を図ります。

・困難を抱える子ども・若者への支援

困難を抱える子ども・若者に対して、相談・居場所・学習支援事業を一体的に行う子ども・若者総合支援事業「ここあ」を継続します。また、子ども・若者育成支援推進法の「子ども・若者総合相談センター」として位置付けている「ここあ」及び同法に基づき平成29年11月に設立した「子ども・若者支援地域協議会」の取組を通じて、教育、福祉、子ども分野の公的機関、市内NPO法人などの構成機関のより一層の協力関係を構築します。

また、コロナ禍における「孤独・孤立」問題への対応など、各関係機関と連携した取組を進めていきます。

・食物アレルギー対応の推進

市内全子ども施設における食物アレルギー事故の防止のため、平成30年1月から運用している調布市食物アレルギー対応マニュアルに基づいた対応を引き続き徹底するとともに、内容について適宜見直しを図ります。

・新型コロナウイルス感染症への対応

児童館事業、学童クラブ事業及びユーフォー事業については、子どもの安全・安心の確保と感染拡大防止を最優先に各種対策に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症に起因する育成料等の減額など、日々状況が変化する中、児童・保護者に寄り添った丁寧な対応を図ります。

◆主要な事務事業と到達目標

事業の名称と概要	年度末到達目標
<p>1 待機児童対策の推進（子ども政策課）</p> <p>事業予算：3億5832万3000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>待機児童数の状況等に応じて、効果的な施設整備を検討します。</p> <p>認可保育園の空きスペースを活用した年度限定型保育事業を実施し、待機児童が多い1・2歳児を受け入れます。</p>	<p>・認可保育園誘致・整備数 1園</p> <p>・年度限定型保育事業 5園</p>
<p>2 児童虐待防止センター事業の推進（子ども政策課）</p> <p>事業予算：2617万円9000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>子ども家庭支援センターすこやかを拠点とする児童虐待防止センターにおいて、関係機関との連携を図り、迅速で適切な対応及び未然防止を行うことにより、子どもの健やかな育ちや子育て家庭を支援します。</p>	
<p>3 調布っ子応援プロジェクト（第4弾）（子ども政策課）</p> <p>事業予算：約2億9900万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>※ 令和3年度・4年度の2か年度にまたがる事業です（上記予算は2か年度合計）。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けてきた子育て家庭に対して、一家団欒機会の提供や、食料品購入を通じた生活支援、新学期に向けた学びの支援とともに、飲食店等の市内事業者への支援につなげるため、市独自の事業を実施します。</p> <p>【対象者】</p> <p>0歳から18歳（高校3年生世代以下）</p> <p>【支援額（児童・生徒1人につき）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童育成手当・生活保護の対象となる18歳以下及び就学援助世帯、二人親の非課税世帯、子育て世帯生活支援特別給付金の受給世帯の児童（18歳まで）：2万円 ・上記以外の18歳以下：5000円 <p>【支援内容】</p> <p>子育て応援券の郵送配付（1枚当たりの額面500円※釣銭非対応）</p> <p>【子育て応援券利用対象】市内登録店舗（飲食・食料品店、文具・書籍店）</p> <p>【その他】アンケート調査を実施</p>	<p>対象者数（令和4年4月1日現在）</p> <p>約3万7000人</p>
<p>4 利用者負担額（保育料）収納率向上への取組（保育課）</p> <p>歳入予算：6億7975万2000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>認可保育園の保育料の滞納を無くすため、滞納整理事務を強化し、催告書の発送とともに、自宅等への電話催告の回数を増やすことで、収納率の向上を図って参りました。</p> <p>令和4年度も利用者負担の公正性や公平性の観点から、特に、現年度分の徴収について、計画的かつ集中的に収納業務を行います。また、保育料の口座振替者数を増やすため、口座未登録者に対し電話等で口座登録を依頼します。</p>	<p>【現年度分収納率】</p> <p>99.8%</p> <p>【滞納繰越分収納率】</p> <p>15.4%</p>

<p>5 保育施設等における新型コロナウイルス感染症対策の実施（保育課） 事業予算：7600万円＜基本計画事業 行革P その他> 新型コロナウイルス感染症対策を徹底するため、マスクや消毒液など感染症対策に必要な物品を購入するとともに、民間保育施設及び幼稚園に対して必要な経費を支援します。</p>	
<p>6 乳幼児・義務教育就学児医療費助成事業（子ども家庭課） 事業予算：9億2346万8000円＜基本計画事業 行革P その他> 乳幼児及び義務教育就学児を養育している方に対し、乳幼児及び義務教育就学児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児及び義務教育就学児の健康の保持と健やかな育成や子育て家庭の経済的支援を行います。 【助成対象者】 市内に住所を有し、国民健康保険又は社会保険に加入している児童を養育している者 【利用者負担額】※保険診療外の医療費については、助成対象外 乳幼児 無料 義務教育就学児 市民税非課税世帯 無料 上記世帯以外 通院1回につき上限200円 入院、調剤は無料 【所得制限】（所得制限額は児童手当制度準拠） 乳幼児医療費助成 なし 義務教育就学児 小学校1年生から小学校6年生まで なし 中学校1年生から中学校3年生まで あり</p>	<p>乳幼児医療費助成 （令和4年度末見込） 対象児童数 1万3895人 義務教育就学児医療費助成 （令和4年度末見込） 対象児童数 1万5360人</p>
<p>7 児童手当支給事務（子ども家庭課） 事業予算：32億1678万4000円 <基本計画事業 行革P その他> 児童を養育している保護者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を促します。また、子育て世帯の負担軽減や利便性向上に向け、マイナンバーカードを活用した電子申請を実施します。 【支給額（児童1人につき月額）】 3歳未満：1万5000円 3歳から小学校修了前：第1子、第2子1万円／第3子以降：1万5000円 中学生：1万円 所得制限超過者：5000円 【対象世帯】0歳から中学校修了までの児童を養育している世帯 【支給月】6月、10月、2月 令和4年6月の法改正により、所得上限限度額が新たに設定され、令和4年10月支給分から適用されることになり、一律5000円の所得制限超過者のうち所得上限限度額を超過した場合、支給されなくなります。</p>	<p>（令和4年度末見込） 支給対象児童数 約2万6000人</p>
<p>8 ひとり親家庭の学習・相談支援事業（子ども家庭課） 事業予算：3672万5000円 <基本計画事業 行革P その他> 子どもの貧困対策として、子ども・若者総合相談や生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援等と連携し、ひとり親家庭の子どもやその親に対して、学習支援や相談支援を行います。増加する学習支援事業利用希望者に対応するため、1日当たりの定員を30人から40人へ拡大するとともに、学習支援事業担当職員を1人増員します。</p>	<p>（令和4年度末見込） 学習支援対象児童数 登録75人 対象児童の親 70人</p>

<p>9 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(子ども家庭課)</p> <p>事業予算：75万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>ひとり親家庭の親及びその20歳未満の子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において民間事業者等が実施する対策講座の受講費用等を助成(上限15万円, 国庫補助3/4)。子ども・若者基金と連動し, 学習に取り組む間の経済的な支援を行います(上限20万円)。</p>	<p>(令和4年度末見込)</p> <p>対象者数：1人(上限15万円)</p> <p>対象者数：3人(上限20万円)</p>
<p>10 ひとり親家庭通信制高校学費支援事業(子ども家庭課)</p> <p>事業予算：300万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>ひとり親家庭の20歳未満の子どもが通信制高校で学びながらサポート校を利用する場合において, その学費の一部(月額上限2万5000円)を支給します。対象校の拡充を行い, 事業の充実を図ります。</p>	<p>(令和4年度末見込)</p> <p>対象者数：10人</p>
<p>11 養育費確保支援事業(子ども家庭課)</p> <p>事業予算：55万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>ひとり親家庭の養育費確保や面会交流などの取り決めのための, 離婚時の公正証書作成手数料, 養育費確保のための保証契約締結経費の補助を行います。上限5万円/1件。また取り決めの促進を図るための弁護士相談を行います。</p>	<p>支給対象件数(見込) 10件</p> <p>法律相談会弁護士費用 5万円</p>
<p>12 児童館における民間活力の活用(児童青少年課)</p> <p>事業予算：6133万7000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>行革プラン2019「児童館における民間活力の活用」の取組として, 緑ヶ丘児童館の民間委託を開始しました。新たに民間委託を行う国領児童館の調整等, その他取組を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館の民営化 1箇所 (緑ヶ丘児童館) ・基幹型児童館の整備 1箇所 (つつじヶ丘児童館) ・学童クラブ先行委託化 1箇所 (国領児童館学童クラブ)
<p>13 子育てひろば事業の実施(児童青少年課)</p> <p>事業予算：3807万5000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>子育てひろば事業では, 専任の事務補助員を配置したことより, 更に充実した地域に根付いた子育て支援の身近な拠点として, 健康推進課や子ども家庭支援センターすこやか等と連携した更なる事業の充実を検討します。</p>	
<p>14 学童クラブ運営の充実(児童青少年課)</p> <p>事業予算：13億3561万4000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>「調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき, 適切な運営を行うとともに, 引き続き, ユーフォーとの一体的な運営を進めます。</p>	
<p>15 学童クラブ施設の整備(児童青少年課)</p> <p>事業予算：1億9468万3000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>7月の開設に向け第二小学校地域にあおぞら学童クラブを建物賃借により整備するとともに, 令和5年度の開設に向け校舎増築工事と合わせ布田小学校学童クラブの整備及び多摩川小学校学童クラブの敷地内移設に向けた準備を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あおぞら学童クラブ(建物賃借) ・布田小学校学童クラブ(工事) ・多摩川小学校学童クラブ(工事)

<p>16 子ども・若者の支援（児童青少年課）</p> <p>事業予算：2686万2000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>不登校，無業，ひきこもり等の子ども・若者を対象に自立に向けた支援を行うため，子ども・若者総合支援事業「ここあ」において子ども・若者の居場所の提供や相談体制の充実化を進めます。また，市内において居場所を提供する団体への補助を行うとともに，平成29年度に設置した子ども・若者支援地域協議会において，支援機関・団体の一層の協力関係を構築し，支援の充実を図ります。</p> <p>併せて，コロナ禍における「孤独・孤立」問題への対応など，各関係機関と連携した取組を進めていきます。</p>	
<p>17 ユーフォー（放課後子供教室事業）の実施（児童青少年課）</p> <p>事業予算：2億6532万8000円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>平成27年度から，全ユーフォーの事業運営を民間事業者に委託しており，すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし，多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」及び「調布市子ども・子育て支援事業計画」に基づき，学童クラブとの連携や行事の充実を図ります。</p> <p>また，学童クラブの保留児童対策及び学童クラブ・ユーフォー利用状況調査における市民ニーズに鑑み，令和4年4月1日から試行的に9施設を対象に平日の開設時間を午後6時まで延長します。</p> <p>既に導入した入退室管理システムとあわせ，児童及び保護者が安心して利用できる環境を整備します。</p>	

◆子ども生活部経営の前年度（令和3年度）振り返り

・保育園待機児童対策

令和3年4月の待機児童数は46人という状況で、引き続き最優先に取り組むべき課題の1つであったことから、令和3年度は認可保育園1園の整備により80人の定員拡大を行いました。また、年度限定型保育事業を5園で実施し、10人の受入を行いました。

・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

保健センターと子ども家庭支援センター「すこやか」を「子育て世代包括支援センター」と位置付け、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や相談支援に取り組みました。

・指導検査の実施

公立保育園を含む全ての認可保育園（71園）と地域型保育事業（1箇所）へ指導検査を実施しました。なお、コロナ禍においても、実地での指導検査を限定して実施したほか、書面での指導検査を実施することで、保育の質の維持向上につなげました。

・公立保育園のあり方に関する検討

令和元年に策定した「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設民営保育園】」に基づき、令和4年4月にひまわり保育園を公私連携型保育所に移行するための調整を行いました。

また、公設公営保育園における民間活力の活用に関する方針の策定に向けて、「公立保育園及び児童館の在り方、運営形態に関する検討会」において、方針の検討を行いました。

・子ども食堂等への支援

新型コロナウイルス感染症の影響下において、子ども食堂等を実施する団体等が地域の子どもやその保護者へ食の提供を行う経費の一部を補助することにより、各家庭が安定した食事の機会を確保するとともに、地域交流の場を維持・継続することを目的とした「調布市子どもの食の確保事業補助金」制度により、10団体への支援を実施しました。

また、要望の多かった広報支援として、市ホームページコンテンツに「調布市子どもの食の確保支援」を公開し、SNSと併せて市内で活動する子ども食堂等の周知を行いました。

・学童クラブの入会保留児童対策

後期基本計画に位置付けた施設を中心に整備内容の調整を行いました。

また、入会保留児童対策の一環として、ユーフォーの開設時間延長に関する検討を行い、令和4年度から9施設において試行的に実施することとしました。

・児童館における民間活力の活用

行革プラン2019に基づく民間活力の活用により、令和3年度は、深大寺児童館の委託及び緑ヶ丘児童館学童クラブを先行委託しました。併せて、児童館運営の基本的事項や望ましい方向性を示す調布市児童館運営ガイドラインを策定しました。

・困難を抱える子ども・若者への支援

調布市社会福祉協議会に委託して実施している調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」では、まん延防止等重点措置期間にあっては居場所事業及び学習支援事業を時間短縮・人数制限しましたが、相談事業については感染症対策に留意しながら継続し、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者、その家族に対する支援を切れ目なく実施しました。

また、「子ども・若者支援地域協議会」では会議開催のほか、子ども・若者支援に関する協議や合同相談会・講演会（オンライン併用形式）を開催しました。

・新型コロナウイルスへの対応

子どもの安全・安心の確保と感染の拡大防止徹底を最優先課題と位置付け対応しました。

保育園については、園児や職員が陽性となり、感染拡大防止の観点から、昨年度だけで、延べ157回の臨時休園を行いました。この間、保育施設では、国によるモニタリング検査、東京都集中的検査等の活用により、感染拡大防止に努めて参りました。

感染者が判明した場合でも、休園が長く続くと社会的にも保護者の就労等に与える影響が大きいことから、休園期間を極力短縮するため、保健所の指導に基づき、速やかに濃厚接触者の

特定・確認を行うとともに早期に休園期間を確定し、保護者へ情報提供して参りました。

学校閉鎖や感染拡大の影響により、児童館（含む、併設学童クラブ）1ヶ所、学童クラブ3ヶ所、ユーフオー1ヶ所において臨時休館・休所したほか、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置期間中について各事業を中止・延期するなど感染防止に努めました。

保育施設等における感染症対策を徹底するため、民間保育施設や幼稚園等に対してマスクや消毒液の購入など感染症対策に必要な経費を支援しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て家庭と子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、市内事業者への支援等につなげるため、市内登録店舗で利用できる商品券を配布する事業を2度にわたって実施しました（調布っ子応援プロジェクト第3弾・第4弾）。

また、政府の緊急経済対策の一つである、子育て世帯への臨時特別給付金について、子育て世帯を支援する観点から、児童手当（本則給付）給付世帯への適切な支給を実施しました。

◆前年度の主要な事務事業の取組状況等

事業の名称と取組内容	達成状況・課題等
<p>1 待機児童対策の推進（子ども政策課）</p> <p>決算見込額：3億3316万円<基本計画事業 行革P その他></p> <p>認可保育園1園の整備により80人の定員拡大を実施したほか、年度限定型保育事業を5園で実施し、10人の受入を行いました。</p>	<p>・認可保育園新設1園 保育定員80人拡大</p> <p>・年度限定型保育事業 実施5園（10人受入）</p>
<p>2 子ども・若者基金の活用（子ども政策課・子ども家庭課・児童青少年課）</p> <p>決算見込額：819万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>子ども・若者基金を活用して、困難を有する子ども・若者への支援を中心とした子ども施策への支援を実施しました。</p> <p>また、「調布市子どもの食の確保事業補助金」にも子ども・若者基金を活用しており、子ども食堂等を実施する10団体への支援を実施しました。</p>	<p>・子育て団体等へ活動費の助成</p> <p>・養護施設退所者への就学支援</p> <p>・芸術文化・スポーツ活動支援</p> <p>・ひとり親家庭支援</p> <p>・多胎児家庭への支援</p> <p>・その他子ども施策への支援</p>
<p>3 調布っ子応援プロジェクト（第3弾）（子ども政策課）</p> <p>決算見込額：2億5193万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て家庭と子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、市内事業者への支援につなげるため、市独自の事業を実施しました。</p> <p>【対象者】 0歳から18歳（高校3年生世代以下）</p> <p>【支援額（児童・生徒1人につき）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童育成手当・生活保護の対象となる18歳以下及び就学援助の対象となる小・中学生：2万円 ・二人親の非課税世帯の児童（18歳まで）：2万円 ・上記以外の18歳以下：5000円 <p>【支援内容】 商品券の郵送配付（1枚当たりの額面500円※釣銭非対応）</p> <p>【商品券利用対象】市内登録店舗</p> <p>【その他】アンケート調査を実施</p>	<p>（令和3年度末） 商品券の利用実績 46万945枚</p>
<p>4 調布っ子応援プロジェクト（第4弾）（子ども政策課）</p> <p>決算見込額：2億9900万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>※ 令和3年度・4年度の2か年度にまたがる事業です（2か年度合計の予算額は約2億9900万円）。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けてきた子育て家庭に対して、一家団欒機会の提供や、食料品購入を通じた生活支援、新学期に向けた学びの支援とともに、飲食店等の市内事業者への支援につなげるため、市独自の事業を実施しました。</p> <p>【対象者】 0歳から18歳（高校3年生世代以下）</p> <p>【支援額（児童・生徒1人につき）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童育成手当・生活保護の対象となる18歳以下及び就学援助世帯、二人親の非課税世帯、子育て世帯生活支援特別給付金の受給世帯の児童（18 	<p>（令和4年4月1日現在） 対象者数 約3万7000人</p>

<p>歳まで) : 2万円 ・上記以外の18歳以下 : 5000円</p> <p>【支援内容】 子育て応援券の郵送配付 (1枚当たりの額面500円※釣銭非対応)</p> <p>【子育て応援券利用対象】市内登録店舗 (飲食・食料品店, 文具・書籍店)</p> <p>【その他】アンケート調査を実施</p>	
<p>5 保育施設・幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策 (保育課)</p> <p>決算見込額 : 7050万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>新型コロナウイルス感染症対策を徹底するため, マスクや消毒液など感染症対策に必要な物品を購入するとともに, 民間保育施設及び幼稚園に対して必要な経費を支援しました。</p> <p>また, 保健所職員を招き, 保育施設等における感染症対策の研修会を実施しました。</p>	<p>・民間保育施設・私立幼稚園に対する支援 対象市内114施設, 1施設30万円から105万円を上限に補助</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対策に関するオンライン研修会 令和3年12月24日開催 参加65施設</p>
<p>6 乳幼児・義務教育就学児医療費助成事業 (子ども家庭課)</p> <p>決算見込額 : 9億2254万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>乳幼児及び義務教育就学児を養育している方に対し, 乳幼児及び義務教育就学児に係る医療費の一部を助成することにより, 乳幼児及び義務教育就学児の健康の保持と健やかな育成や子育て家庭の経済的支援を行いました。</p> <p>【助成対象者】 市内に住所を有し, 国民健康保険又は社会保険に加入している児童を養育している者</p> <p>【利用者負担額】※保険診療外の医療費については, 助成対象外 乳幼児 無料 義務教育就学児 市民税非課税世帯 無料 上記世帯以外 通院1回につき上限200円 入院, 調剤は無料</p> <p>【所得制限】 (所得制限額は児童手当制度準拠) 乳幼児医療費助成 なし 義務教育就学児 小学校1年生から小学校6年生まで なし 中学校1年生から中学校3年生まで あり</p>	<p>(令和3年度末) 乳幼児医療費助成 対象児童数 1万3379人</p> <p>(令和3年度末) 義務教育就学児医療費助成 対象児童数 1万5234人</p>
<p>7 児童手当支給事業 (子ども家庭課)</p> <p>決算見込額 : 33億2071万円 <基本計画事業 行革P その他></p> <p>児童を養育している保護者に児童手当を支給することにより, 家庭等における生活の安定に寄与するとともに, 次代の社会を担う児童の健やかな成長を促しました。</p> <p>また, 子育て世帯の負担軽減や利便性向上に向け, マイナンバーカードを活用した電子申請を実施しました。</p> <p>【支給額 (児童1人につき月額)】 3歳未満 : 1万5000円 3歳~小学校修了前 : 第1子, 第2子1万円/第3子以降 : 1万5000円 中学生 : 1万円 所得制限超過者 : 5000円</p>	<p>(令和3年度末見込) 支給対象児童数 約2万9000人</p>

<p>【対象世帯】0歳から中学校修了までの児童を養育している世帯 【支給月】6月, 10月, 2月</p>	
<p>8 ひとり親家庭の子ども学習・相談支援事業（子ども家庭課） 決算見込額：2806万円 <基本計画事業 行革P その他> 子どもの貧困対策として、子ども・若者総合相談や生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援等と連携し、ひとり親家庭の親や子どもに対して、学習支援や相談支援を行いました。</p>	<p>(令和3年度末見込) 学習支援対象児童数 登録102人 (延べ利用回数2600回)</p>
<p>9 学童クラブ運営（児童青少年課） 決算見込額：12億3956万円 <基本計画事業 行革P その他> 「調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、適切な運営を行うとともに、ユーフォーとの交流事業を実施するなど、両事業の一体的な運営を推進しました。</p>	
<p>10 児童館における民間活力の活用（児童青少年課） 決算見込額：3072万3000円 <基本計画事業 行革P その他> 行革プラン2019に基づく取組として、深大寺児童館の委託、緑ヶ丘児童館学童クラブの先行委託、佐須児童館の基幹型児童館化を行いました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館の民営化 1箇所 (深大寺児童館) ・学童クラブの先行委託 1箇所 (緑ヶ丘児童館) ・基幹型児童館の整備 1箇所 (佐須児童館)
<p>11 学童クラブ施設の整備（児童青少年課） 決算見込額：0円 <基本計画事業 行革P その他> 学童クラブ施設の整備として、令和4年度の開設に向けあおぞら学童クラブの建物賃借による整備、令和5年度の開設に向け校舎増築工事と合わせた布田小学校学童クラブの整備及び多摩川小学校学童クラブの敷地内移設の準備を行いました。</p>	<p>【整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二小学校区（建物賃借） ・布田小学校区（設計） ・滝坂・緑ヶ丘小学校区（調整中） <p>【移設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩川小学校区（設計）
<p>12 子ども・若者の支援（児童青少年課） 決算見込額：2650万円 <基本計画事業 行革P その他> 不登校、無業、ひきこもり等の子ども・若者を対象に自立に向けた支援を行うため、子ども・若者総合支援事業「ここあ」を社会福祉協議会に委託し、相談による支援や、子ども・若者の居場所の提供による支援を継続しました。 また、平成29年11月に設置した「子ども・若者支援地域協議会」を計3回開催したほか、各支援機関の紹介動画配信や居場所事業への補助を実施しました。</p>	
<p>13 ユーフォー（放課後子供教室事業）の実施（児童青少年課） 決算見込額：2億5309万1000円<基本計画事業 行革P その他> すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」及び「調布市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様な放課後の居場所の提供を行いました。</p>	

14 所管施設における新型コロナウイルス感染症対策（児童青少年課）

決算見込額：1578万6000円＜基本計画事業 行革P **その他**>

新型コロナウイルス感染症対策を徹底するため、マスクや消毒液等の消耗品、空気清浄機や抗菌畳等の備品の購入や、非接触型自動水栓の設置、児童館及び学童クラブへの抗菌・抗ウイルスコーティングを施しました。